

令和4年9月 新宮町教育委員会臨時会 会議録

1. 開催日時

令和4年9月1日（木） 15時57分から16時04分まで

2. 場所

新宮町役場 3階 第2委員会室

3. 出席者

宮川教育長、吉松委員、横山委員、本多委員 （欠員1名）

4. 欠席者

なし

5. 出席職員

森学校教育課長、桐島社会教育課長、三船学校教育課長補佐、高木社会教育課長補佐、今富指導主事、高木学校教育課主幹

6. 欠席職員

高口指導主事

7. 日程

○ 日程第1 開会の宣告

（宮川教育長）

ただ今から教育委員会臨時会を開会いたします。
出席委員は3名、欠員は1名となっております。
事務局職員は、高口指導主事が欠席です。

15時57分開始

○ 日程第2 会議録署名議員の指名について

（宮川教育長）会議録署名議員は会議規則第17条の規定により、教育長及び会議で決めた委員の1名となっておりますので、今回は横山委員にお願いいたします。
よろしくお願いいたします。

○ 日程第3 議事の審議

第18号議案 教育長の辞職について

（宮川教育長）

令和4年8月26日付で、私の辞職願を町長及び職務代理者に提出いたしましたので、委員の皆様におかれましては、御同意いただきますようお願いいたします。

それでは、学校教育課長から、これからの手順についての説明をお願いします。
(森学校教育課長)

(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、会議の手順を説明)
(宮川教育長)

それでは、本件の進行につきましては、教育長職務代理者をお願いいたします。
(吉松教育長職務代理者)

先ほど、学校教育課長から説明がありましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項には、教育長及び教育委員は自己の一身上の都合に関する議題について、議事に参与することができない旨の規定がなされておりますので、教育長には別室にて待機していただきます。

<宮川教育長 退室>

(吉松教育長職務代理者)

教育長の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得る必要があります。

それでは、教育長の辞職について教育委員会として同意することに御異議ございませんか。(異議なし)

(吉松教育長職務代理者)

異議がないということで、教育長が令和4年9月30日をもって辞職することに同意いたします。

それでは、教育長に入室していただきます。

<宮川教育長 入室>

(吉松教育長職務代理者)

報告をさせていただきます。

今回の教育長の辞職につきましては、教育委員会として同意いたしましたので、その旨、御報告いたします。

それでは、議事進行を教育長にお返しいたします。

(宮川教育長)

御同意をいただきまして、ありがとうございます。

一言だけ御挨拶をさせていただきます。平成25年から丸9年、教育長を務めさせていただきました。昨年の9月30日をもって4期目に入ったところでしたが、以来、自分の引き際をずっと考えながらやってまいりました。任期途中ではございますが、一身上の都合により自分自身で結論を導きまして、町長にも御相談申し上げ、

このような次第になったところでございます。

御陰様で、各幼稚園、それから小・中学校とも今は大変安定した状態で教育活動を進められております。まだまだ、コロナ禍で大変な状況ではありますが、どうぞ今後とも、教育委員の皆様方、学校への御支援を引き続きお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○ 日程第4 閉会の宣告

(宮川教育長)

以上で、教育委員会臨時会を閉会します。

16時04分終了

署名 教育長 宮川優子

署名 委員 横山英治
